

# 第 5 章

## 計画の推進



# 1 推進体制の整備

## (1) 行政機関

地域福祉の積極的な推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取り組みが不可欠ですが、その取り組みをさまざまな形で支援する意味で、町をはじめとする行政機関による推進・調整の役割が重要と考えます。

よって、庁内に福祉・保健・企画・教育・防災など地域福祉に係る各分野の担当者等で構成される「地域福祉プロジェクトチーム(仮称)」を設置し、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、住民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

さらに、総合相談センター開設後は、福祉の拠点として相談から福祉サービスの手続きまでをワンストップで提供できる体制の構築を目指すとともに、多様なニーズに対応できるよう、福祉施策を推進していきます。

## (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、町からの公的な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきました。

今後も、地域福祉の推進・調整役として、住民の福祉ニーズの十分な把握のもと、「様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく」ための実践活動を積極的に展開するとともに、地域における支援体制をより強化するために、小学校区を単位とした地区社会福祉協議会の設立を目指します。

## (3) 地域福祉を推進するための組織の設置

### 町が設置する組織

本計画を含む保健福祉関連計画の進捗を評価し、事務事業の総合的で効果的な推進を図るために、保健福祉関連計画を推進する組織(委員会)の設立を進めます。

## 社会福祉協議会が設置する組織

自治会等の小地域を単位とする福祉活動をより一層推進するために、社会福祉協議会内部に理事や公募等による福祉関係者で構成される「地域福祉推進委員会(仮称)」を設置し、地域福祉活動の手法の検討やガイドライン等の作成を行います。